

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局飼料課流通飼料対策室

| 品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係） | | <品名> とうもろこし（単体丸粒） <制度名> 関税割当制度 | | | | | | | | |
|----------------------------|----------|---|------------------------------------|------------|----|------------------------------------|------------|----|------------------------------------|----|
| 改正要望の内容 | | <改正を要する法令及び条項> 関税暫定措置法第2条第1項 <具体的な内容> 「令和6年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。 | | | | | | | | |
| 税番 | 統計 細分 | 品目 | 改正前税率 | | | 改正後税率 | | | WTO 譲許税率 | 備考 |
| | | | 基本 | 暫定 | 特惠 | 基本 | 暫定 | 特惠 | | |
| 1005.90 | 095 | とうもろこし （単体丸粒） | 50%又は12 円/kgのうち いずれか高 い税率 | 無税 （TQ） | | 50%又は12 円/kgのうち いずれか 高い税率 | 無税 （TQ） | | 50%又は12 円/kgのうち いずれか 高い税率 | |
| 改正要望内容の 施行期日及び適用期間 | | <施行期日> 令和6年4月1日 <適用期間> 令和6年4月1日～令和7年3月31日 | | | | | | | | |
| 改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況 | | <p>① 現状</p> <p>我が国の畜産における飼料費が畜産経営コストに占める割合は約3～6割と高い割合を占めており、とうもろこしや大豆かす等を主原料とした配合飼料はその原料のほとんどを輸入に依存している。</p> <p>これらの輸入に際し、畜産農家に低廉かつ安定的に配合飼料を供給する仕組みとして、配合飼料工場は、関税定率法第13条に基づく承認工場制度により、その原料の多くを無税で輸入できるようになっている。</p> <p>一方、平成3年度の牛肉輸入自由化を受け、牛肉等の畜産物の生産コストを低減させるため、低廉な流通飼料の供給を図る必要があることから、配合飼料における使用割合が高いとうもろこしを自家配合飼料として使用する場合、割当枠内であれば無税で輸入することができる関税割当制度が平成7年度に導入された。</p> <p>現在は、畜産経営者自らが安価なとうもろこしを調達し、自家配合飼料により生産コスト低減を図ろうとする畜産経営者に多く活用されており、畜産経営の生産コスト低減による国民生活の安定に寄与している。</p> <p>また、本制度は畜産経営者に対して安価な原料の供給を確保すると同時に、無税とされたとうもろこしが、国内で製造されるコーンスターチ用へ横流れすることが無いよう、第三者による横流れ防止措置を講じることにより、国産いもでん粉の生産者を保護し、地域経済の維持・発展及び国産いもでん粉の安定供給に影響を及ぼさないよう配慮している。</p> | | | | | | | | |

| | <p>② 問題点</p> <p>本制度が延長されない場合、畜産経営者自らとうもろこしを輸入する際に高率な関税を支払うこととなり、安価なとうもろこしを自ら調達し、自家配合飼料による生産コスト低減に図る畜産経営者の自助努力への道が閉ざされることになる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|----------|----------|----------|--------|-----|---------|---------|------|-----|---------|---------|------|-----|---------|---------|------|-----|---------|---------|------|-----|---------|---------|------|
| <p>改正の必要性と目的達成の見通し</p> | <p>① 改正の方向性</p> <p>本制度は安価なとうもろこしを自ら調達し、自家配合飼料による生産コストの低減を図ろうとする畜産経営者の自助努力に対して、無税にすることでその取組を促すことができる。一方、無税で輸入されたとうもろこしがコーンスターチ用に流用された場合、国内いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損することにつながる事が懸念される。そのため、飼料用原料として輸入されたとうもろこしがコーンスターチ用に横流れすることがないように横流れ防止措置を図った上で、割当枠内であれば無税で輸入できる関税割当制度の維持が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>現在の国産いもでん粉産業の保護を目的とするとうもろこしの高関税率が、何らかの条件をもって大きく引き下げられる、もしくは高率な関税を支払っても畜産経営を継続できるなど、畜産経営者の自家配合飼料の原料用トウモロコシの輸入に関する救済措置が不要な状況になるまで、本制度を継続する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>改正の効果と妥当性</p> | <p>① 改正によって期待される効果</p> <p>令和4年度関税割当枠の消化率の実績は約63%に上り、当該制度は安価なとうもろこしの調達による自家配合飼料による生産コストの低減に努める畜産経営者に広く認知され、利用されている制度である。</p> <p>当該制度により、自ら安価に調達したとうもろこしにより、承認工場で製造される配合飼料に比べて、安価に自家配合飼料を製造しようとする畜産経営者の自助努力による畜産経営の競争力強化への貢献が見込まれる。</p> <p>【令和4年度における適用実績（減税額は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：188,764トン、9,859,672千円（貿易統計による） ・ 減税額：9,859,672千円×（50%－0%）＝4,929,836千円 ・ 関税割当を受けた者の数：82者 <p>（参考）効果を判断するための定量的指標</p> <p>当該品目の消化率</p> <table border="1" data-bbox="448 1648 1481 1944"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>政令数量（トン）</th> <th>通関数量（トン）</th> <th>消化率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>362,000</td> <td>268,394</td> <td>74.1</td> </tr> <tr> <td>R 1</td> <td>377,100</td> <td>281,039</td> <td>74.5</td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td>365,200</td> <td>275,295</td> <td>75.4</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>347,900</td> <td>254,571</td> <td>73.2</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>354,200</td> <td>223,035</td> <td>63.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> | 年度 | 政令数量（トン） | 通関数量（トン） | 消化率（%） | H30 | 362,000 | 268,394 | 74.1 | R 1 | 377,100 | 281,039 | 74.5 | R 2 | 365,200 | 275,295 | 75.4 | R 3 | 347,900 | 254,571 | 73.2 | R 4 | 354,200 | 223,035 | 63.0 |
| 年度 | 政令数量（トン） | 通関数量（トン） | 消化率（%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 362,000 | 268,394 | 74.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 1 | 377,100 | 281,039 | 74.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 2 | 365,200 | 275,295 | 75.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 3 | 347,900 | 254,571 | 73.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 4 | 354,200 | 223,035 | 63.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------|--|
| | <p>③ 改正の妥当性</p> <p>配合飼料工場は、関税定率法第 13 条に基づく承認工場制度により、とうもろこしを無税で輸入することが可能となっている。</p> <p>本制度は、畜産経営者自身が原料を購入し自家配合飼料を作る場合においても、承認工場と同等の税率でとうもろこしの輸入を可能とすることで、畜産経営者による安価なとうもろこしの調達による生産コスト低減の自助努力を促すことができるとともに、その横流れ防止を図ることにより国産いもでん粉産業への影響を回避していることから、現行制度の延長は適正である。</p> |
| 政策評価・関連措置 | <p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）においては、国は農業者による農業の競争力強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策を策定及び実施することとしており、本改正は、その施策目的にも合致するものである。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>○畜産クラスター</p> <p>畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。本制度によって、生産費の中で大きな割合（3～6割）を占める飼料費の低減を図ることで競争力強化及び収益性向上の一端を担っており、畜産クラスターの側面支援の役割を果たしている。</p> |

○ 改正経緯

| | |
|-----------|---|
| これまでの改正状況 | 当該品目に関する関税割当制度は、平成 7 年度に導入されて以降、現在まで延長されている。 |
| 措置による効果 | 国産いもでん粉産業を保護しつつ、「改正によって期待される効果」のとおり畜産業における飼料費の低減が図られることにより、畜産経営の安定及び畜産物価格の低減による国民生活の安定だけでなく、国産いもでん粉の安定供給にも配慮。 |